



Title	通商産業政策史編纂委員会編 松島茂著 『通商産業政策史 8 生活産業政策』
Author(s)	阿部, 武司
Citation	大阪大学経済学. 2014, 63(4), p. 78-85
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/57049
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

通商産業政策史編纂委員会編
松島茂著

『通商産業政策史 8 生活産業政策』

(経済産業調査会, 2012年, 389頁)

この巻では, 1973年に通商産業省(以下、通産省と略記)内に設置されて以来、繊維、紙・印刷、生活用品、窯業建材・ファインセラミックス、住宅といった個人消費に関わる多彩な産業を管轄してきた生活産業局による産業政策が扱われる。著者の松

島茂氏は、重要な政策をバランスよく選択して、それらの変遷を資料に基づき正確に記述し、適切な評価を加えている。本書は、通産省OBとしての同氏の豊富な経験と、同省在職中から培ってきた深い学識が結実した力作である。

まず、各章の内容を若干のコメントや疑問を交えつつ確認していく。「第1章 繊維産業政策」では、戦前期以来、高度経済成長初期まで基幹産業であった繊維産業が1970年代に明白な衰退過程に入り、85年のプラザ合意以降、急速な円高の進展の下でその傾向が加速されたこと、それに対して生活産業局が、きめ細かな対策を講じていったことが、本書全体の約3分の1の分量を割いて解明される。著者は、前史として終戦後から70年代までの政策を以下のように概観する。50年の朝鮮戦争勃発までに復興を遂げた繊維産業は、ほどなく過剰設備を抱えて不況に苦しむようになった。それに対処して通産省は、勧告操短（52年）と不況カルテル（53年）の導入により主に大企業から成っていた紡績部門が産出する糸類の価格下落を防ぎ、他方で織物・染色加工・メリヤス等の分野の中小企業に対しても、カルテルを許容する「特定中小企業の安定に関する臨時措置法」（52年。中小企業安定法）、そして同法を恒久法とした「中小企業団体の組織に関する法律」（57年。中小企業団体法）を制定した。さらに紡績業を対象とした繊維工業設備臨時措置法（56年）、それを改正した繊維工業設備等臨時措置法（64年）により通産省は、過剰設備の廃棄へと業界を誘導するようになった。

独占禁止法の適用除外カルテルと過剰設備の廃棄を柱とした繊維産業政策は、戦後最大の不況の年といわれた1965年の暮れに政府が用いるようになつた「構造改善」なる概念により大きく変化した。それには、「単に過剰設備の処理を行うことによって需給のバランスを回復するだけにとどまらず、生産設備の近代化、企業規模の適正化等の総合的政策を講ずることによって、国際競争に耐えられる強靭な産業にしていくという政策意図が込められて」（16頁）おり、その具体化が特定繊維工業構造改善臨時

措置法（67年。特織法）であった。同法の対象は当初、紡績業者と織物業者であったが、69年の改正でメリヤス業者と染色業者が加えられた。なお、产地織物業などの中小企業の設備の近代化を図る中小企業近代化促進法（63年。近促法）にも69年の改正により構造改善制度が加味された。

これからが本論であるが、通産省生活産業局が成立した翌年の1974年に上記の特定繊維工業構造改善臨時措置法から「特定」の語が除かれて繊維工業全般を対象とする繊維工業構造改善臨時措置法（織工法）が成立したことが、まず示される。構造改善政策は、①商品開発センター事業（新商品や新技術を開発するため情報収集、試験研究、商品試作等を行う商品開発センターの設置等）、②設備リース事業（新商品等の開発事業の成果の実施に必要な設備を貸与する事業）、③設備近代化事業（生産性・品質の向上のための施設の設置、公害防止設備の導入等）、④取引関係の改善（共同生産・販売事業、生産平準化、支払い条件改善）（67頁）に大別され、政策の主体は従来の同業者間の横の連携に代わり、「異業種・異工程間の企業又は企業群との連携を強化」（35頁）した団体とされたが、生活産業局は、それらの団体に構造改善事業計画を作らせ、当該団体がその計画を進めていく過程で、政府が必要な資金の確保や融通の斡旋を行い、さらに課税の特例措置を適用することとされ、この方式は、その後の構造改善事業一般に引き継がれた。産業構造審議会が繊維に限らず日本の産業全般につき1971年に提唱した「知識集約化」の概念を盛り込んで成立したこの織工法は、上述のいくつかの「臨時措置法」と同じく5年間の限時法であったものの、以後、生活産業局がその期限が到来する前に、67年における特織法の成立の際と同じく繊維工業審議会および産業構造審議会の答申によって改正前数年間の繊維に関する内外情勢と改善すべき点を把握し、それに基づき新たな課題を構築しつつ、織工法の改正を20世紀末まで重ねていった過程が詳述されている。ちなみに織工法はその間一貫して繊維産業の構造改善事業の法的根拠となっていた。

以下、各改正によって追加されていった課題、さらに各時期に生じたその他の主なトピックスを本書の記述中から列挙しておこう。

(1) 織工法の制定（1974年）。固定相場制から変動相場制への移行に伴う為替相場の変動や、発展途上国の織維産業の成長に対応するための知識集約化の推進、具体的には消費者のニーズに応える製品開発機能を強化することが新たな課題とされた。同法では特織法にはなかった事業転換に対する支援に関する規定が設けられ、以後も踏襲された。なお、73年にはGATTの特例として「織維製品の国際貿易に関する取極」(MFA)が成立し、日本では織維貿易の自由化が進められたのに対して、欧米先進国ではセーフガードの利用等を通じて自国産業保護のための管理貿易化が進展した。また78年には特定不況産業安定臨時措置法（特安法）が制定され、平電炉製造業、アルミニウム精錬業、船舶製造等と並んで合成織維製造業および綿・梳毛紡績業も設備処理を要する「特定不況産業」として政令指定された。

(2) 第2次改正（1979年）。知識集約化をいつそう進めるべく織工法でも触れられていたアパレル産業の振興とそのための人材育成を、79年におけるアパレル産業振興センターの設立を通じて推進していくことが眼目とされた。

(3) 第3次改正（1984年）。織維産業を①「生活文化的ニーズを充足する情報・技術集約産業」、②「産業全体の総合性を發揮しうるシステム型産業」、③「国際分業の中で発展しうる国際的産業」(63頁)という特質を持つ先進国型産業として育成していくという83年答申が打ち出した積極的展望に基づく改正であった。

(4) 第4次改正（1989年）。80年代後半に日本の織維産業はプラザ合意ののちの円高の進展、それを背景とするアジアNIEsからの織維製品輸入の増加、そして輸出の不振に悩まされるようになったが、他方で日本人は豊かな生活を享受するようになり、またコンピュータの普及を背景とする情報化が進展した。その中で88年答申は、まず「構造調整」なる語句を初めて用いた。その1つの要素はこれまで登

場してきた「構造改善」であるが、これに関して同答申は、織維産業が情報化を活用するクイック・レスポンス等の「新しい実需対応型供給体制」を構築する必要があり、そのためには「実需対応型補完連携」(LPU)。「産地内あるいは産地間で、さらには全国展開を視野において複数の企業が業務提携、あるいは事業協同組合、共同出資会社の設立等により、多品種・少量・短サイクル化への対応に必要な機能を補完してグループ化を図っていく」こと(79頁)が重要であると主張した。なお、「構造調整」のいま1つの要素は「産業調整」(設備調整、事業転換、新分野への進出)とされた。この答申はまた、アパレル産業のファッション産業化の重要性に初めて触れていた。そして、同答申は、LPUの実現とこの「ファッション化」という課題の達成を通じて、織維産業が「生活文化提案型産業」に脱皮すべきだと論じていた。以上の提案を盛り込んで第4次織工法が成立し、とくに「ファッション化」の推進拠点として全国各地に「織維リソースセンター」が設置されることになった。なおその後91年に、初期の織維産業行政の中核を成していた設備登録制を95年10月末までに全廃することが決定された。

(5) 第5次改正（1994年）。織維産業をとりまく内外の環境が厳しさを増す中で、93年答申は、製造のみならず流通も構造改善に主体的に参加すべきとの斬新な発想を示し、①プロダクト・アウトからマーケット・インへの構造改革、②クリエーションを育む産業構造の構築、③グローバル戦略の確立、以上3戦略をもって市場創造とフロンティア拡大を図るべしとした。この答申を受けて、第5次改正で織工法は織維産業構造改善臨時措置法（織産法）と改称され、製品販売業者やデザイナーをも対象に含めたマーケット重視の構造改善事業がめざされるようになり、同事業の件数は大幅に増加していった。なお、95年には従来のMFAがWTO織維協定に代わり、経過措置として2005年までに世界の織維貿易はGATTの規律の下に置かれ、10年がかりで自由化されることになった。

(6) 織産法の廃止（1999年）。98年の答申「織維

ビジョン」は、市場主導でグローバルな大競争の時代が到来しつつある中で繊維産業が多様な役割を今後も果たしていくと予想していたが、その発展の鍵は市場であり、政策はあくまでも補完的に発動されるものであるとした。さらに従来のように繊維産業政策を特別なフレームに基づいて進めるのではなく、業種横断的産業政策や中小企業政策のような一般的な政策手法によって実施すべきだと論じた。67年以降続けられてきた構造改善事業は、この答申を受けて99年半ばに大転換し、同答申の提起通り、繊維産業政策はその後、一般的な政策手法に基づき行われることになった。

以上、第1章の内容を紹介したが、ここで同章に関するいくつかの疑問ないし要望を述べておこう。まず、第一次石油危機が勃発した1973年以降、紡績、織布、メリヤス、加工などの業種ないし工程別に過剰設備の廃棄や構造改善を進めることに対する批判が強まり、繊維産業内の異なる業種や工程間の有機的連携を進めるべきことが政府審議会の答申等で主張されるようになる。第1次織工法ですでに、「異業種による知識集約化グループが事業主体として想定され」(36頁)ていたが、その後、89年の第4次織工法改正では主体は「実需対応型補完連携」(LPU)にまで進化していた。そうした諸企業の結合とは具体的にいかなるものだったのだろうか。

また、1976年末の繊維工業審議会の意見は、中小企業団体法に基づく設備の登録制や特別立法による過剰設備の格納や処理、予算措置等による政府の買上げなどに基づく過剰設備の処理が効果を挙げなかつたばかりか、無籍織機の出現等の弊害すらもたらしているとし、中小企業団体法に基づく設備登録制の廃止の方向性を初めて打ち出した(43頁)。その後の政府審議会の答申は同じ問題を意識しつつも、その実行に伴うであろう「痛み」を意識して、決断を先送りしてきたが、第4次織工法成立の2年後の91年には全廃が決定され実施された。この設備登録制が時代遅れになっていたことの意味をもう少し具体的に説明してほしかった。

さらに、1984年に成立した第3次織工法では織

維産業を先進国型産業として発展させていくとする展望が打ち出された。国内において繊維産業が凋落してしまった今日からみれば時代錯誤な予測であったといえるのかもしれないが、その前提となつた前年の答申にはそうした楽観的な認識が明記されている。先に問題点として指摘した、企業間の「垂直連携」的グループ化が進んでおり、さらにアパレル分野で日本がパリやニューヨークと並ぶファッションの世界センターになりつつあるという認識がその根底にはあったようだが(64頁)、そうした楽観的見通しがバブル期以前にすでに存在した点をどのように考えたらよいのだろうか。

最後に、繊維産業は20世紀末から21世紀には衰退を速めたが、業界からのたびたびの要請にもかかわらず、通産省はMFAで認められているセーフガードを発展途上国に対し発動しなかった。すでに第1章で紹介したように、生活産業局は1994年時点でも繊維産業に市場創造とフロンティア拡大を期待していた。他方で同じ通産省内の通商政策局や貿易局は、杉原薰氏が示唆しているように¹、衰退しつつある繊維産業をあえて保護せず、市場での競争にさらしてその経営資源を他の成長産業に時間をかけて移転させることを図っていたのかもしれない。この点に関する著者の見解を知りたいところである。

「第2章 紙業印刷業政策」では、まず、約10年ごとに出されていた紙パルプ産業の今後の展望を論じた通産省ビジョンが紹介されている。評者に最も重要なと思われた論点を列挙すれば、高度経済成長末期の1972年では環境汚染型産業からの脱却、および原料不足の可能性、2度の石油危機を経た81年ではエネルギー多消費産業の紙パルプ産業が苦しんでいた過剰設備問題や「チップショック」(輸入が激増していた木材チップの価格が79年下期以降の1年間に倍に上がったこと)、バブルがはじけた後の94年では企業活動の国際化と国内市場の開放、および環境保全の観点からの古紙のリサイクルなどである。評者には、それらのビジョンを通じて

¹ 杉原薰『アジア太平洋経済圏の興隆』(大阪大学出版会、2003年) 27頁。

通産省は、紙パルプ産業が時代の変化の中で直面していった諸課題を適切に把握していたように思われる。

次に、1970年以降ます段ボール原紙製造業が、それに続いて80年代には洋紙製造業が通産省の政策的枠組みに沿って過剰設備の廃棄を進めた事実が詳述される。段ボールの場合には、71～72年に通産省が不況カルテルの結成を業界に勧告し、公正取引委員会がそれを追認するという「鉄鋼方式」が導入された。さらに第一次石油危機の打撃に対しては第1章にも登場した特安法に基づく構造改善事業が79年に実施された。具体的には、①業界からの特定不況産業への指定の申請、②それに応じた当該産業に対する特定不況産業の政令指定、③通産省による、当該産業の設備廃棄等に関する安定基本計画の策定、④同計画に基づく指示カルテルの実施、が進められた。洋紙の場合にも、第二次石油危機の打撃に対する緊急措置として81～82年に印刷用紙として初の不況カルテルが実施されたが、これも上記の「鉄鋼方式」によっていた。しかしながら、不況からは容易に脱却できなかったため83年には特定産業構造改善臨時措置法（産構法。共同行為に関する独占禁止法の適用除外を定めた特安法を83年に改正し、事業提携に関する独禁法との調整規定等を追加）に基づく構造改善事業が進められることになった。その手順は特安法の場合と同様である。特安法の適用を受けていた段ボール原紙製造業も83年には継続して、この産構法の適用を受けることになった。洋紙、段ボール原紙とも88年には産構法（同年廃止）による設備調整を終えたが、通産省はパブル下で製紙業界が再び過剰設備を抱えることがないよう配慮し、88年3月から3年間、各社が設備投資計画を同省に報告するとともに、その内容を公表するデクレア方式を考案し実施させた。

以上一連の施策に関して通産省は、民間企業が自力で過剰設備を処理するように誘導し、やむを得ない場合にのみ手を貸していたのであり、デクレア方式の実施中に設備調整は、「行政の関与の割合を薄くし」「業界の自主的な調整にフェードアウトして」

(172頁) といったと著者は述べている。第1章でもみた通り過剰設備の調整は70年代までは通産省のお家芸であったと言えようが、民間企業に相当の力がついた20世紀末に同省が、それらに対する手取り足取りの過保護な介入を意識的に減らすように努めていたことがこの指摘からうかがわれよう。

第2章では続いて原料不足への対応としての古紙対策、さらに紙をめぐる日米貿易摩擦（1985年のMOSS協議と90年代前半における紙協議）について論じられたのち、印刷産業に対する政策が論じられる。印刷産業には中小企業が多く、通産省は50年代には中小企業等協同組合法（49年制定）および第1章でふれた中小企業団体法に基づく団体を組織させ、60年代には前掲の近促法による近代化・構造改善を図ってきたが、88年にまとめられた同産業に関するビジョン以降、同省は、印刷産業が21世紀に向けて「2.5次産業」（第3次産業の性格を強めた第2次産業）、「情報産業」、「文化産業」として高度の展開を遂げ、その市場も拡大していくであろうという展望を持っていたという。評者には、この予測は正しかったように思われる。

「第3章 生活用品産業政策」では、『通商産業政策史』の旧シリーズでも触れられることができなかつた、以前には雑貨と総称されていた「生活の用に供する」(199頁) 様々な財を製造する諸産業が取り扱われる。雑貨は戦前期以来輸出型産業としての色彩が濃厚であったが、通産省で生活用品産業と改称された1973年ごろから内需型産業へと転換していった。生活用品産業の特徴は70年代半ばに、①商品の多様性、②中小企業性、③労働集約性、④产地性とされていたというが、これらは現在でも通用するであろう。しかし、この産業に関する通産省のビジョンは、雑貨産業なる語がまだ使われていた76年を最後に出されなくなった。松島氏はその一因として、「生活用品産業を一つのまとまりのある産業として捉えることが難しくなった」(205頁)ことを挙げている。本章はその後、通産省が戦前以来蓄積してきたノウハウを活用しつつ構築してきた①近代化・構造改善のための政策ツール（60年制

定「中小企業業種別新興臨時措置法」、前記「近促法」およびその改正法による構造改善計画制度)、②競争基盤の整備のための政策ツール(全て前掲の特安法、中小企業安定法、中小企業団体法)を確認したのち、輸出品の比重が高い金属洋食器製造業と陶磁器製造業、および内需型産業である木製家具製造業に対する施策がいかに展開されていったのかを主要産地にまで下りて解明している。それらの事例からは、諸産地が当初、近促法による知識集約化を進めたものの、79年以降には同年制定の産地中小企業対策臨時措置法の適用を選択し都道府県知事から振興計画の承認を受けるようになったため、各産業と生活産業局との関係が希薄になってしまった事実が明らかにされる。

続いて、日本人自身が経済の成熟を感じつつあった1985年に、生活産業局の要請を受けて設立された有識者の自由な集まり「生活文化フォーラム」が86～89年の各年に、「新しいライフスタイルの創造」(250頁)、そのための「デザイン＝ファッショングの視点」の具体化などを内容とする「生活文化ルネッサンス」(同頁)を提言したこと、それが出発点となって、「従来の生産優先から生活重視への政策転換の必要性を強調した」(252頁)。産業構造審議会政策小委員会の中間報告が1990年に出され、ほどなく生活産業局内に生活文化産業企画官が設置されたこと、さらに、97年に生活産業局に生活用品課および文化関連産業課が設置されたことが紹介される。また、生活文化フォーラムの提言を受けて生活産業局内で日用品課が86年から、快適で美しい職場の実現を図るニューオフィス化を推奨するようになった事実も明らかにされる。評者には、旧来の雑貨の域を超えた新しい事務用品を供給する産業を生活産業局が認識し、その育成を図ったため生じたこうした動きが興味深く思われた。

最後に、伝統的工芸品産業の振興策が以下のように論じられる。沖縄県の本土復帰に関連して1970年代に紅型・織物・陶器など同県の伝統的工芸品の振興策が政府によって講じられたことが契機となり、通産省も日本各地に展開していた伝統的工芸品

の実態把握に努め、その振興策を模索するようになった。そうした中で74年に議員立法として「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」(伝産法)が成立し、①業界からの申し出に基づき通産大臣が伝統的工芸品を指定して、②関連組合が作成した振興計画を通産大臣が認定し、③認定された計画に従った事業に対して、国及び地方公共団体が経費を補助する、という振興の枠組みが成立した。その後、通産省生活産業局の主導によって、同法はたびたび改正され、83年からは伝統的工芸品月間のキャンペーンも始められたが、伝統的工芸品産業はバブルの一時期を除き衰退傾向を辿った。92年2月の通産省主導の伝産法改正以来、①後継者の確保と育成、および②伝統品等を活用した新商品の開発が、伝統的工芸品産業の振興に最も重要であると認識されながらも、有効な振興策は容易に打ち出されなかつた。

「第4章 窯業建材・ファインセラミックス産業政策」では、まず窯業建材産業に対する政策が論じられる。代表格であるセメント産業では、1973年のいわゆる狂乱物価の時期に、石油製品の値上げを理由とする「便乗値上げ」を防止するため通産省が制定した「値上げ事前了承制度」が、後述のガラス産業とともに適用された事実が特筆されているが、その後セメント産業はバブル期に至るまで過剰生产能力を抱えるようになり、第2章でみた段ボールなどと同じく、不況カルテルと産構法による過剰設備の廃棄を進めた。セメント産業ではさらに業界のグループ化、および円高の進行に対処するための産業構造転換円滑化臨時措置法(87年。円滑化法)による事業提携と設備処理が実施され、これらの施策が奏功してバブル期以降、需給ギャップは解消した。次に、生コンクリートおよび骨材(砂利、碎石等)の2産業は中小企業業種であったため、近促法による設備近代化と構造改善の対象となった。他方、同じ窯業建材の中でも高度に寡占的であるガラス産業は、高性能・高付加価値の製品を供給しており、1980年代には先端産業における新素材となったニューガラスの開発を進めた。ガラス産業に関する

る通産省の重要な施策は、斯業の強靭な競争力に関連した92～99年における日米板ガラス協議への対応であった。

多数の中小企業が多様な住宅用部材を供給する建材産業に関しては、第一次石油危機後の省エネルギー化の一環として1978年に定められた優良断熱建材認定制度、バブル期に進められた、景観を美しく見せるための建材の開発を促進する景観材料対策が特筆されている。最後に通産省が、81～92年に及んだ工業技術院の次世代産業基盤技術研究開発制度の「ファインセラミックス」プロジェクト以来、新産業分野のファインセラミックスの育成に力を注いだこと、およびその標準化の推進を通じて産業基盤が整備されていったことが明らかにされる。なお、ファインセラミックスの市場規模の拡大に関して楽観的な展望を示していた、84年にまとめられたビジョンが、バブル崩壊後には需要の推定を大幅に引き下げた点に関して、「定量的な見通しをあげて、民間の研究開発投資等の事業活動の意思決定になんらかの影響を及ぼすという従来の政策手法が転機を迎えたことを示す例である」(336頁)とされている点は評者には興味深く思われた。

「第5章 住宅産業政策」では、1950年代後半に登場したプレハブ住宅（工業生産住宅）の存在を前提にして、「住宅産業」なる概念ができてまもない69年に、通産大臣の諮問に対して提出された産業構造審議会住宅産業部会の答申がまず紹介され、住宅産業を多岐にわたる業種から成る総合産業として、また典型的なシステム産業として把握した同答申に80年代以降の住宅産業政策の方向性がほぼ全て含まれていたとされる。以下、化学工業局内にあった住宅産業室がこの答申を受けてプレハブ住宅の品質向上を図っていったが、73年における通産省の機構改革後には同室が生活産業局住宅産業課に昇格し、その後住宅産業政策を担うようになったことが示される。そのうち、同課によって推進された①良質低価格のプレハブ住宅の建設に関する「新住宅供給システム開発プロジェクト」（通称「ハウス55計画」）。75年に建設省住宅局と共同で開始。1985

年＝昭和55年に延べ100m²の住宅を75年価格で550万円台で供給するという計画）、②戸建住宅の質的向上を目指した79～85年度の「新住宅開発プロジェクト」、③84～90年度の「集合住宅用新材料・機器システム開発プロジェクト」（通称「21世紀マンション計画」）、④89～95年度の「新工業化住宅産業技術・システム開発プロジェクト」、⑤94～2000年度の「生活価値創造住宅開発プロジェクト」という一連の政策、および上記③～⑤に関連する、82、88、94の各年にまとめられた3つの住宅産業ビジョンの概要が紹介される。これらの主な対象は、工場生産にかかるプレハブ住宅であった。最後に、2度にわたる石油危機を契機に登場した政府の省エネルギー政策および石油代替エネルギー政策の一環として進められたソーラーシステムの普及対策、そして住宅産業課の原課政策として行われたインテリアおよびDIY（Do It Yourself）の両産業の振興対策が紹介される。なお、上記「ハウス55計画」の当初の目的が達成されたのか否かは明確には読み取れなかった。

以上の内容紹介からうかがわれるかもしれないが、政策立案の基礎となったビジョンや政府審議会の答申は、理解するのが困難な文言や無意味な美辞麗句にあふれており、しかも、不況期と好況期でトーンが大きく異なるなど甚だ読みにくいものであるが、松島氏の論述を熟読すれば、それらの背後にあった大きな構想が見えてくる。

本書を含めて今回刊行された『通商産業政策史』全12巻を、終戦後1945年から70年代までを取扱った、約20年前に刊行された旧シリーズ全17巻に比べた際に気付く一つの大きな違いは、70年代まで通産省の行政の主流であった製造業関連の原局に関する記述の比重がかなり低下していることであろう。それはいわゆる経済のサービス化が80年代以降大きく進んだ事実を反映するものと思われるが、製造業のうちでも省内における織維産業の重要度の低下は興味深い。すなわち、商工省織維局（45年8月）、通産省織維通商局（49年5月）、同省織維雑貨局（66年）と、前身の商工省も含めて戦後、

通産省では長らく「繊維」の名を含む原局が置かれてきたが、73年の機構改革により繊維雑貨局が生活産業局に再編されて、それが遂に消滅した。綿工業をはじめとする繊維産業は明治期以降、日中戦争勃発以降の戦時期を除いて日本の工業化を推進し続け、しかも重要輸出産業としての地位を維持してきたが、高度経済成長期から通産省は斯業を成熟産業と認識するようになり、73年時点では国民の生活に深く関わる内需型の産業として位置付け直していたことが以上に示した原局名の推移からうかがわれる。繊維産業と同じくかつて重要輸出産業であった雑貨産業も73年における通産省の機構改革では生活用品産業と改称され、繊維産業と同様に内需型産業とみなされるようになった。

また、紙パルプ、セメント、生コンクリートなど元来内需依存度が高かった財を供給する諸産業は、石油危機後の内需の縮小により過剰設備を抱えることになり、再建が必要となったが、それへの支援も通産省の一つの重要な任務となった。さらに、各地で産地を形成し、織物、陶磁器、漆器など様々な財を提供してきた伝統的工芸品産業は、日本人の生活様式が高度経済成長期以降アメリカ流スタイルに急激に変わってしまったことに大きく規定されて販売が不振になり、加えて後継者不足にも悩まされ、存続自体が困難になっていった。この産業部門を後世に継承していくことも通産省の任務の一つとなつた。

他方で、日本人の生活水準は戦後めざましく向上した。高度経済成長期まで通産省は、国民生活そのものの向上を図るというよりも、重化学工業を中心とした日本の製造業の競争力を高め、日本製品の輸出を振興して、世界に国威を発揚することをめざしていたとみても誤りがないと思われる。しかしながら、二度にわたる石油危機を他の先進諸国に比べてはるかに巧み克服した日本は、1980年代には自他ともに認める経済大国となり、国民も戦後を通じた悲願であった、アメリカのような物的に豊かな生活を享受することになった。本巻が対象とする20世紀最後の20年間には、「生活の質」を追求するよう

になった国民の期待に多くの産業が応えることが求められるようになり、通産省はそうした動きも支援するようになった。70年代まで紙パルプ産業と一緒に扱われてきた印刷産業、生活用品産業でふれられているニューオフィス化（その関連産業の実態は少々具体的に示した方がよかつたように思われる）、窯業建材中のニューガラス、ファインセラミックス、および住宅に関する産業政策はこの範疇に含められる。

要するに、多様というよりも雑多な諸産業を対象としてきた生活産業局は、以前には基幹産業であったものの、日本の経済大國化に伴い、後発国の追い上げを受けたり、内需が停滞したりして成熟産業と化した繊維をはじめとする諸産業の構造改善を進めしていく一方、伝統的工芸品産業を後世に伝え、さらに国民生活の向上に関わる新素材を供給する産業を育成していくという、複数の異質な政策を同時並行的に進めてきたのである。本書で明らかにされた20世紀末の20~30年間における生活産業局は、以前には花形輸出産業であった繊維産業や雑貨産業が成熟した内需型産業と化してゆき、他方では日本人が富裕化していく、というかつてなかった大きな変化に直面して、それに手さぐりで対応していった結果、諸産業を市場経済の観点からみて落ち着くべき所にかなり見事に誘導していったように思われる。

(阿部武司 大阪大学大学院経済学研究科教授)